

第2章 東京の子供と家庭を めぐる状況

- 1 東京の子供と子育て家庭をめぐる状況 ————— 24
 - (1) 人口の変化と少子化の現状
 - (2) 少子化の要因と背景
 - (3) 子供のいる世帯の形態
 - (4) 子供のいる世帯の就労状況
 - (5) 子育て家庭の状況
 - (6) 仕事と子育ての両立（ワーク・ライフ・バランスの状況）
 - (7) 子供の安全・安心
 - (8) 子供の貧困
- 2 東京都における子供・子育て支援の状況 ————— 52
 - (1) 幼稚園・保育サービスの利用状況
 - (2) 幼稚園の状況
 - (3) 保育サービスの状況
 - (4) 認定こども園の状況
 - (5) 学齢期の子供たちの状況
 - (6) 地域の子供・子育て支援サービスの状況
 - (7) 特に支援を必要とする子供と家庭の状況

1 東京の子供と子育て家庭をめぐる状況

ここでは、少子化の進行や子供のいる家庭の世帯類型や就業状況、子育て家庭のニーズなど、東京の子供と子育て家庭をめぐる状況を、全国の状況とも比較しながら俯瞰します。

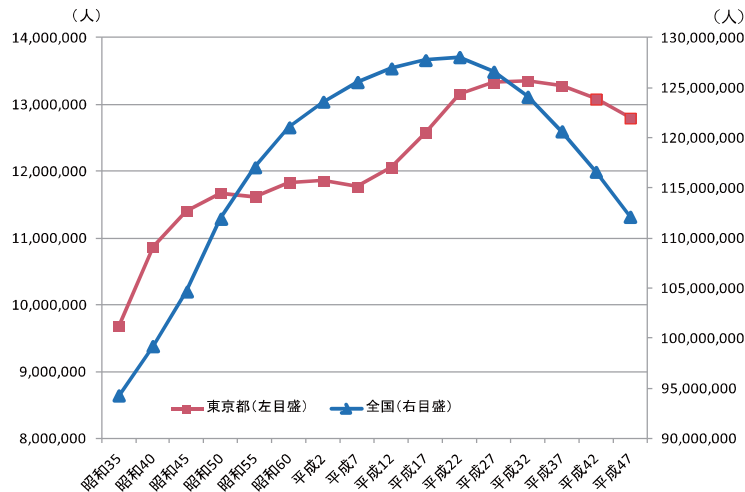
まず、少子化の状況とその背景について見ていきます。

(1) 人口の変化と少子化の現状

ア 人口の変化

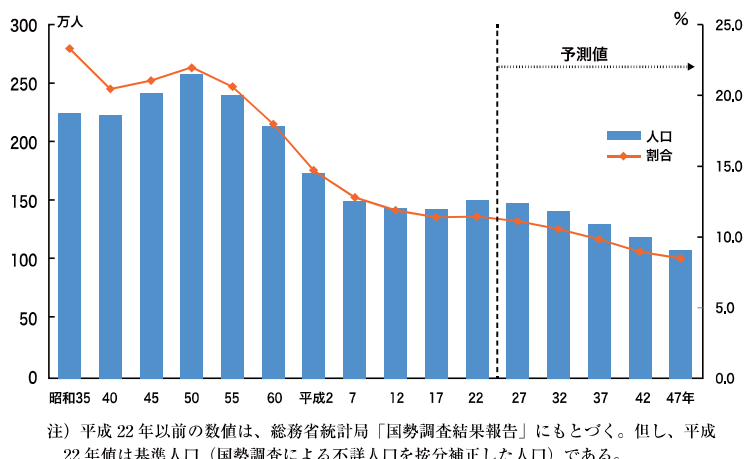
- 東京都の人口は、平成 22 年に 1,316 万人に達し、その後も社会増により増加していますが、高齢化の進展に伴い、自然減が進むことから、平成 32 年には、1,336 万人でピークを迎え、以降減少過程に入り、平成 47 年には、1,280 万人になるといわれています。
- また、東京都の年少人口（0～14 歳）は、平成 22 年に 150 万人と、東京都の総人口に占める割合は 11.4%でしたが、以降は減少傾向で推移するものと考えられます。平成 47 年には 107 万人となり、総人口に占める割合は 8.3%になるといわれています。

図表 1 人口の推移（全国・東京都）



資料：総務省「国勢調査」、東京都総務局「男女年齢(5歳階級)別人口の予測」(平成 25 年 3 月)

図表2 0～14歳の人口の推移（東京都）

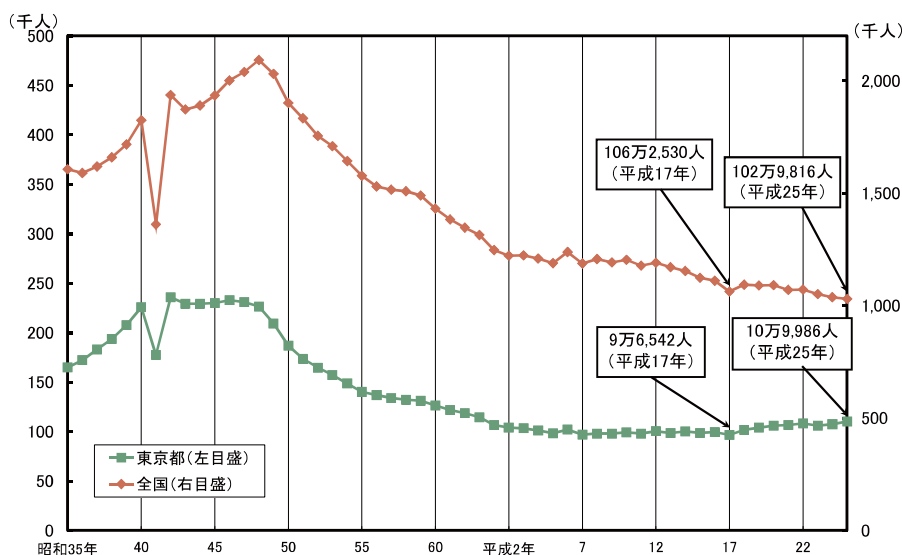


資料：東京都総務局「男女年齢（5歳階級）別人口の予測」（平成25年3月）

イ 出生数・合計特殊出生率・就学前児童数の変動

- 全国における年間の出生数は減少傾向が続き、平成25年の出生数は102万9,816人となっています。東京都における年間の出生数についても、昭和40年代後半以降減少傾向が続いていましたが、平成17年を底に微増傾向が見られ、平成25年の出生数は10万9,986人となっています。

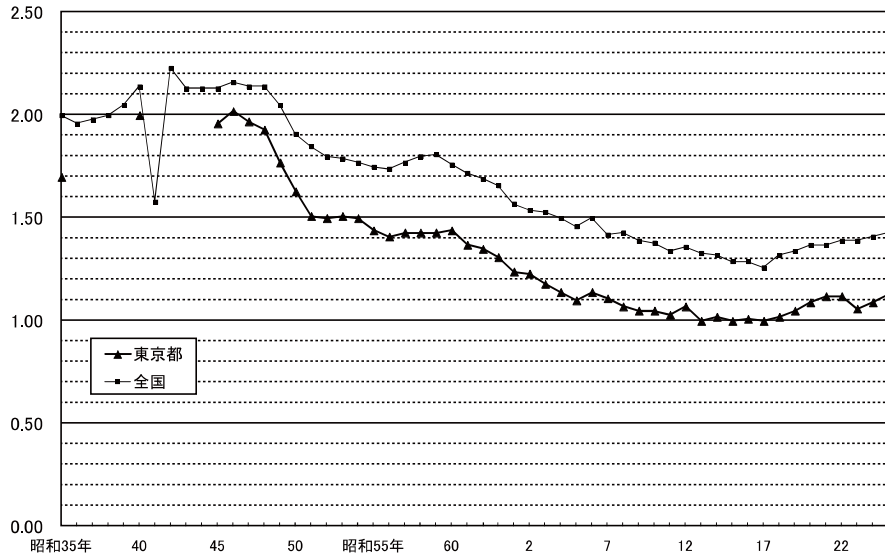
図表3 出生数の推移（全国・東京都）



資料：厚生労働省「平成25年人口動態統計（確定数）」
東京都福祉保健局「人口動態統計年報（確定数）」（平成25年）

- 全国の合計特殊出生率は、第2次ベビーブーム以降減少傾向が続き、平成17年には1.26と過去最低の水準となりました。しかし、その後微増傾向が見られ、平成25年には1.43まで回復しています。東京都の合計特殊出生率も、平成17年の1.00を底に平成25年には1.13へと微増していますが、全国最低となっています。

図表4 合計特殊出生率の推移（全国・東京都）

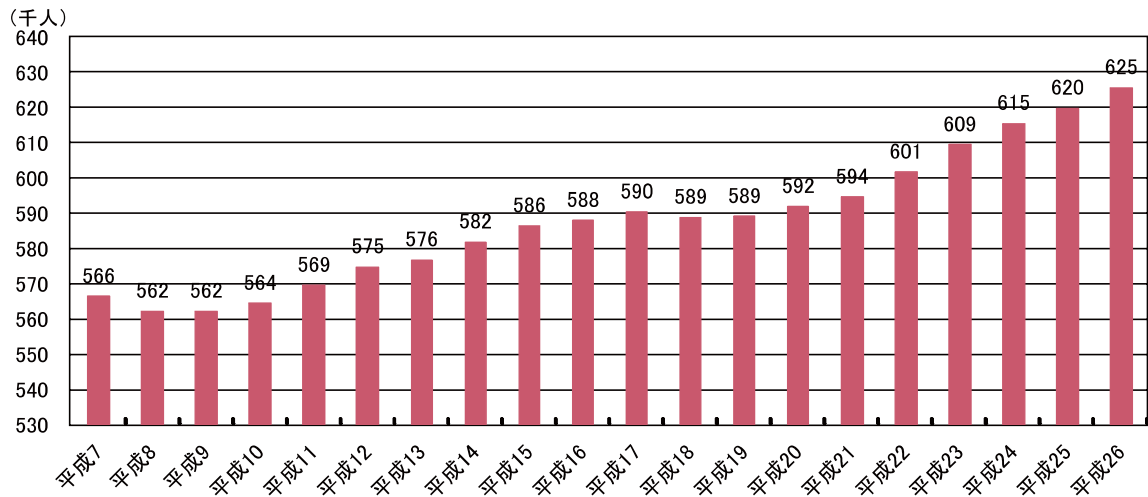


注：昭和36～39年、41～44年の東京都分の合計特殊出生率については、発表されていない。

資料：厚生労働省「平成25年人口動態統計（確定数）」東京都福祉保健局「人口動態統計年報（確定数）」（平成25年）

- このように、東京都の合計特殊出生率は全国より低いものの、都内の就学前児童数は、他県からの流入等により依然として増加傾向にあり、平成26年1月1日現在、62万5,347人となっています。

図表5 就学前児童数（0～5歳）の推移（東京都）



資料：東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（各年1月1日現在）

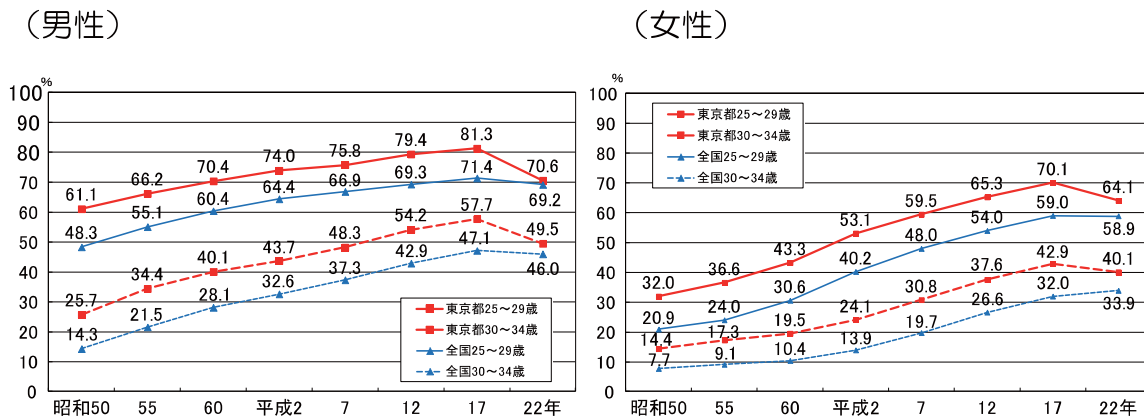
(2) 少子化の要因と背景

- 少子化の直接の要因は、「未婚化・晩婚化」「初産年齢の上昇」「夫婦の出生力の低下」と言われています。また、こうした現象が生じる背景として、働く女性の増加、結婚や子供を持つことへの価値観の多様化、子育てに対する負担感、不安定な就業状況などが言われています。

ア 少子化の直接の要因 (未婚化・晩婚化)

- 全国の年齢別の未婚率の推移をみると、男女ともに昭和 50 年以降上昇傾向にありましたが、平成 17 年を頂点に減少し、男性の未婚率（平成 22 年）は 25～29 歳が 69.2%、30～34 歳が 46.0%となっています。女性の未婚率（平成 22 年）は 25～29 歳が 58.9%、30～34 歳が 33.9%となっています。
- 東京都においても同様の傾向が見られ、男性の未婚率（平成 22 年）は 25～29 歳が 70.6%、30～34 歳が 49.5%、女性の未婚率（平成 22 年）は 25～29 歳が 64.1%、30～34 歳が 40.1%となっています。昭和 50 年以降、東京都の未婚率は全国に比べて 10 ポイント程度高くなっていましたが、平成 22 年はその差が小さくなっています。

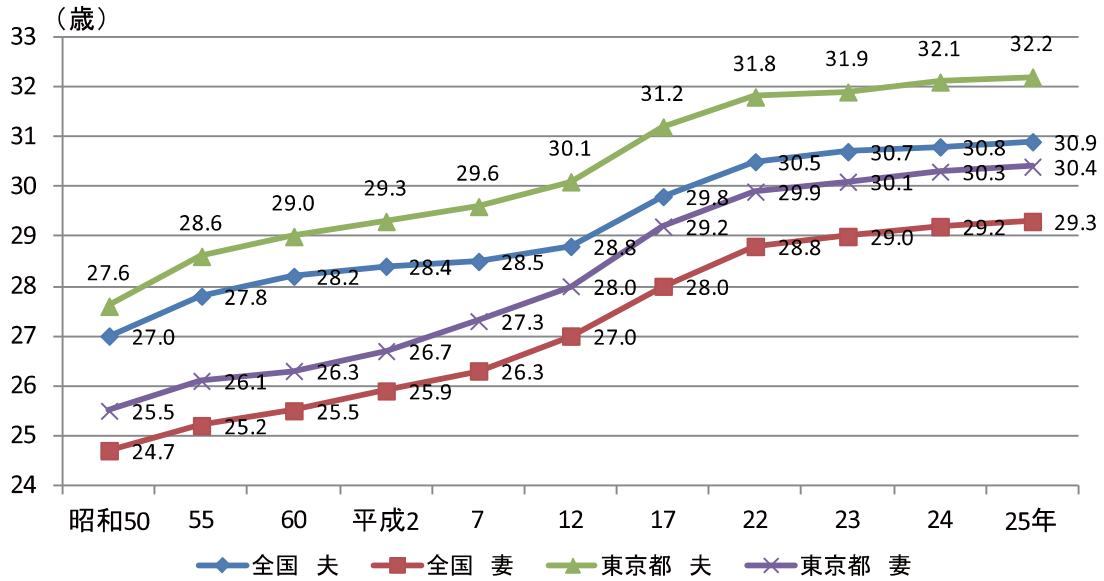
図表 6 未婚率の推移（全国・東京都）



資料：総務省「平成 22 年国勢調査」

- また、全国の平均初婚年齢をみると、平成 25 年の平均初婚年齢は夫 30.9 歳、妻 29.3 歳と、昭和 50 年に比べると夫が 3.9 歳、妻が 4.6 歳上昇しています。東京都の平均初婚年齢をみると、平成 25 年には夫 32.2 歳、妻 30.4 歳で、昭和 50 年と比較して夫が 4.6 歳、妻が 4.9 歳上昇しており、全国および東京都ともに「晩婚化」が進んでいるといえます。
- 日本では、子供は法律上の婚姻夫婦から生まれる場合が多いため、未婚者の増加（未婚化）や平均初婚年齢の上昇（晩婚化）は出生数に影響を及ぼすことになります。

図表7 平均初婚年齢の推移（全国・東京都）

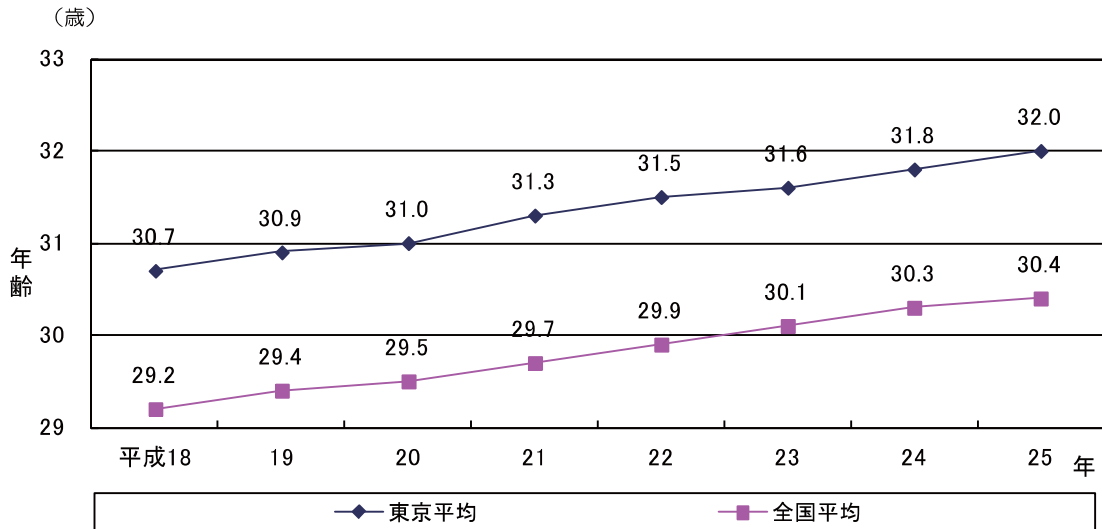


資料：厚生労働省「人口動態統計」

（初産年齢の上昇）

- 第一子出生時の母の平均年齢は上昇傾向にあり平成25年には全国で30.4歳、東京都で32.0歳と全国平均より1.6歳高くなっています。

図表8 第一子出生時の母の平均年齢の推移（全国・東京都）

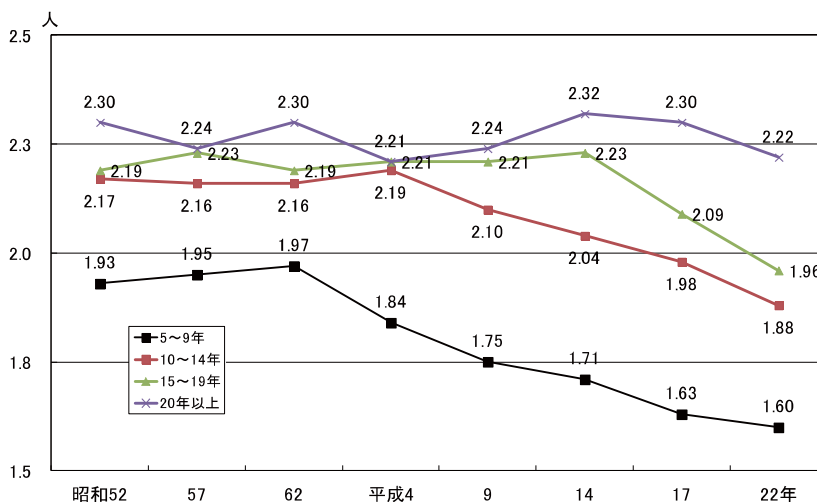


資料：厚生労働省「人口動態統計」

(夫婦の出生力の低下)

- 全国の子供の出生数の推移を結婚持続期間別にみると、平成14年以降は、すべての期間で減少が見られます。

図表9 結婚持続期間別にみた平均子供出生数の推移(全国)



資料：国立社会保障・人口問題研究所

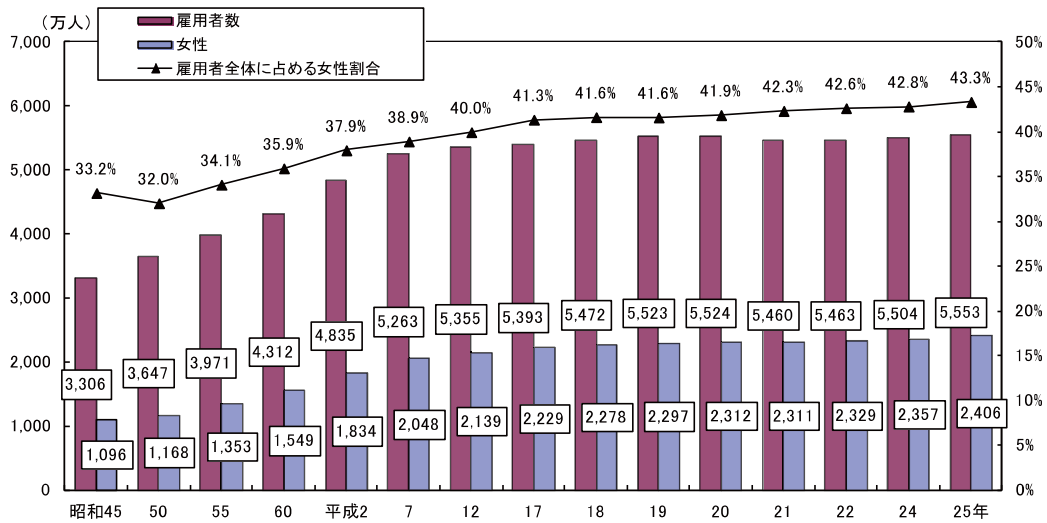
「第14回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査(夫婦調査)」(平成22年)

イ 少子化の要因の背景

(働く女性の増加)

- 全国の働く女性は、ほぼ一貫して増加傾向を示しており、平成25年度には2,406万人になりました。雇用者総数における女性の割合も、昭和50年以降上昇しており、平成25年度には43.3%となっています。
- 都内の有業者数をみると、男性は平成4年をピークに一度減少し、平成19年以降再び増加しているのに対し、女性は一貫して増加しています。

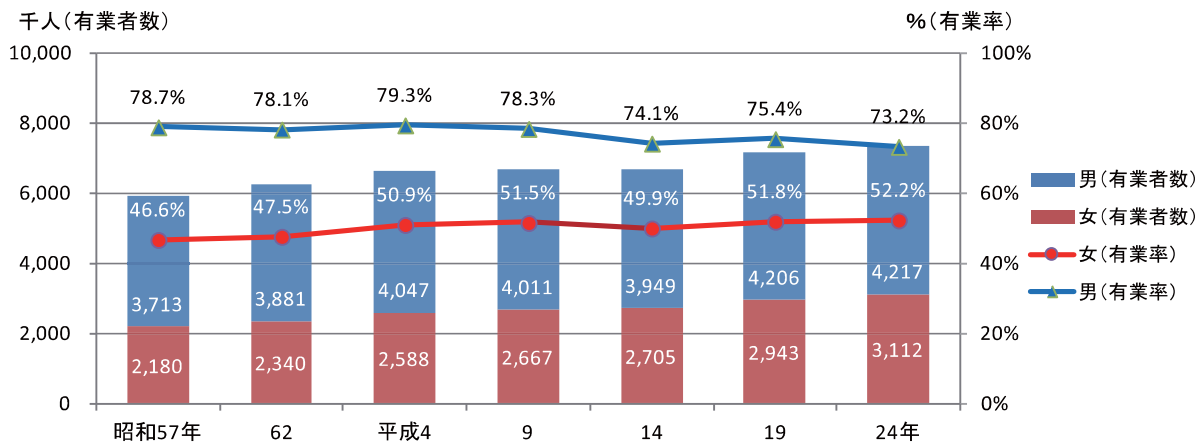
図表 10 雇用者数の推移（全国）



注：平成 23 年度の公表データは、岩手県、宮城県及び福島県を除いた値となっているため、上記の表には掲載していない。

資料：総務省「労働力調査」

図表 11 15 歳以上人口有業者数及び有業率の推移（東京都）



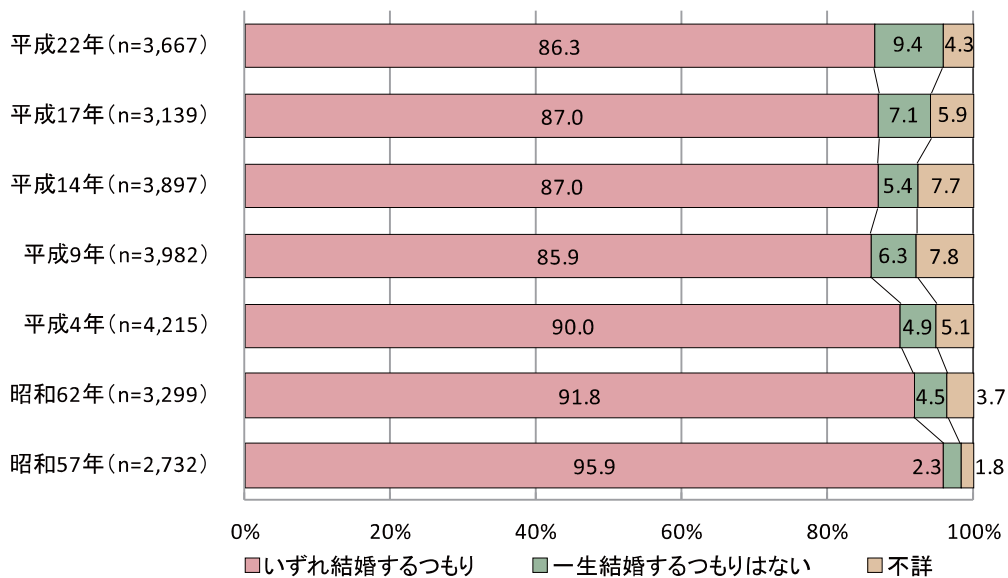
資料：東京都総務局「都民の就業構造」（平成 24 年）

（価値観の多様化）

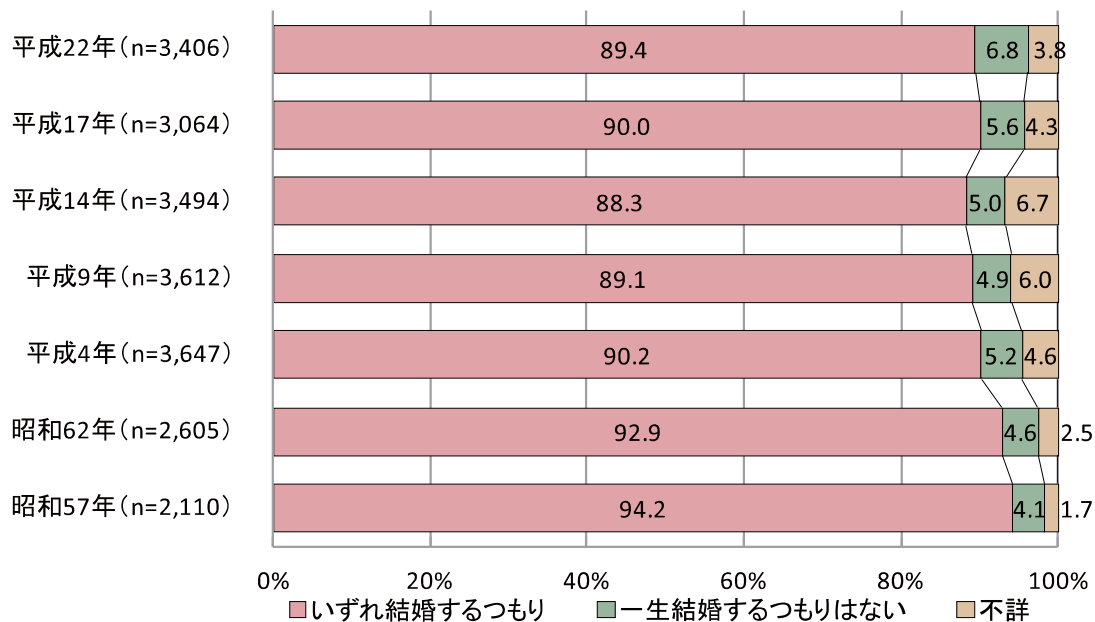
- 未婚者の結婚の意思に関する全国調査をみると、「いずれ結婚するつもり」の割合は、おおむね 9 割前後ですが、減少傾向にあります。
- また、「結婚しても必ずしも子供をもつ必要はない」という考え方について、20 歳以上の男女に行った全国調査によると、平成 21 年では「賛成」「どちらかといえば賛成」は 42.8%、「反対」「どちらかといえば反対」は 52.9%となっています。平成 19 年と比較すると、「賛成」の割合が増えています。特に 20 歳から 29 歳までを対象とすると、平成 21 年調査では「賛成」「どちらかといえば賛成」が 6 割以上を占めています。

図表 12 未婚者の生涯の結婚意思（全国）

（男性）

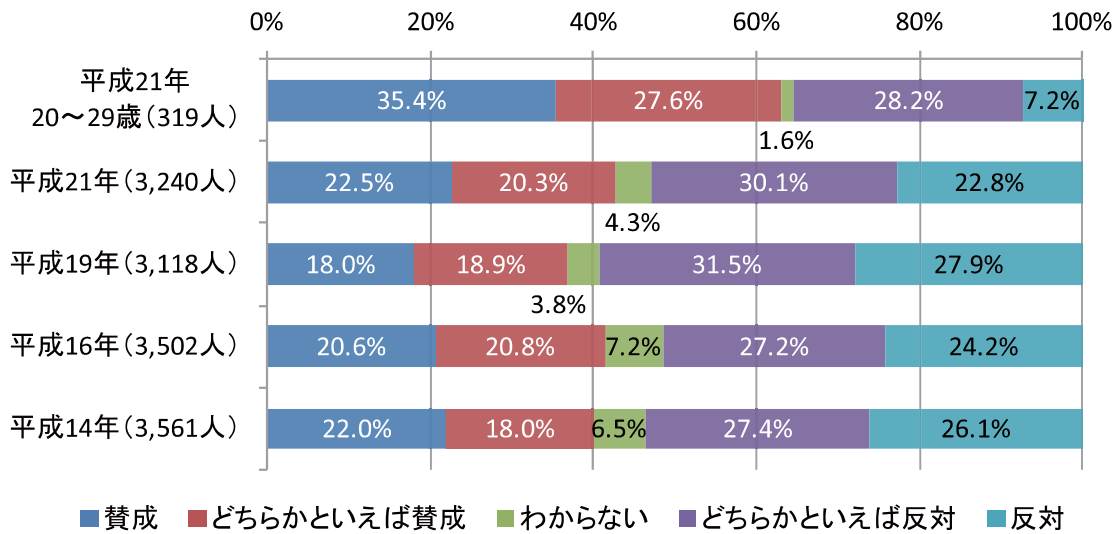


（女性）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査（独身者調査）」

図表 13 「結婚しても必ずしも子供をもつ必要はない」という考え方について

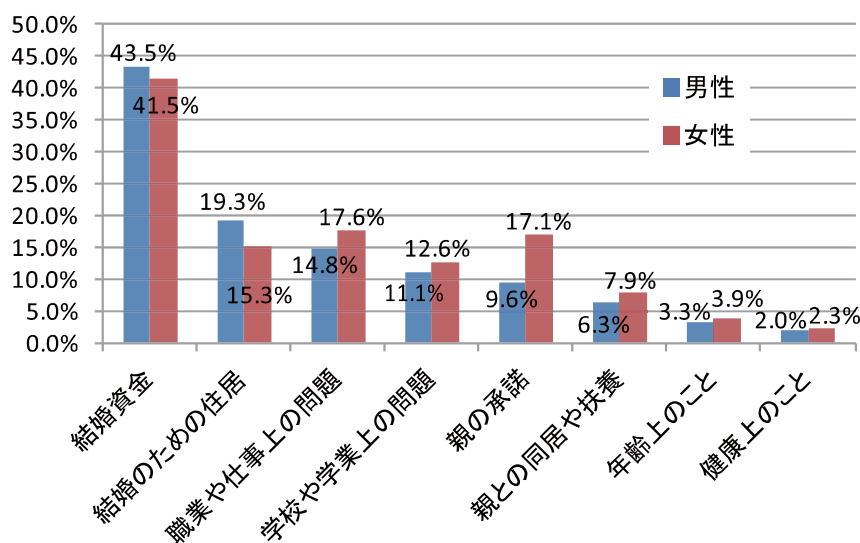


注：調査対象：全国の20歳以上の男女
資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成21年）

（不安定な就業状況）

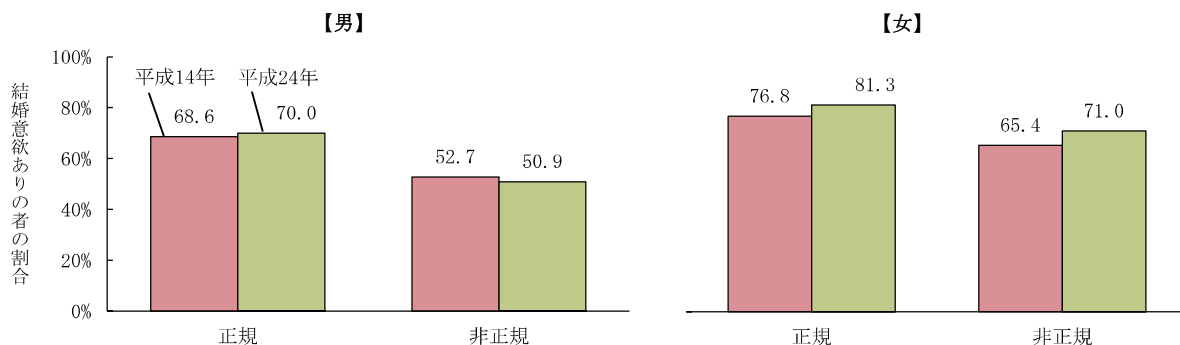
- 若者が結婚の障害と感じる事柄について「結婚資金」を挙げる回答の割合が高く、結婚に伴う経済的負担を懸念している様子が見えます。
- 全国調査で、性別・就業形態別（正規・非正規）に20代独身者の結婚意欲ありの者の割合をみると、男性・女性ともに「非正規」の方が「正規」に比べて割合が低くなっています。

図表 14 1年以内に結婚する場合に障害となるもの（平成22年）（全国）



注：18～34歳未婚者のうち何%の人が各項目を結婚の主要な障害（2つまで選択）と考えているかを示す。
資料：国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査（独身者調査）」

図表 15 性／正規・非正規別にみた 20 代独身者の結婚意欲ありの者の割合
(14 年調査：第 1 回、24 年調査：第 2 回) (全国)



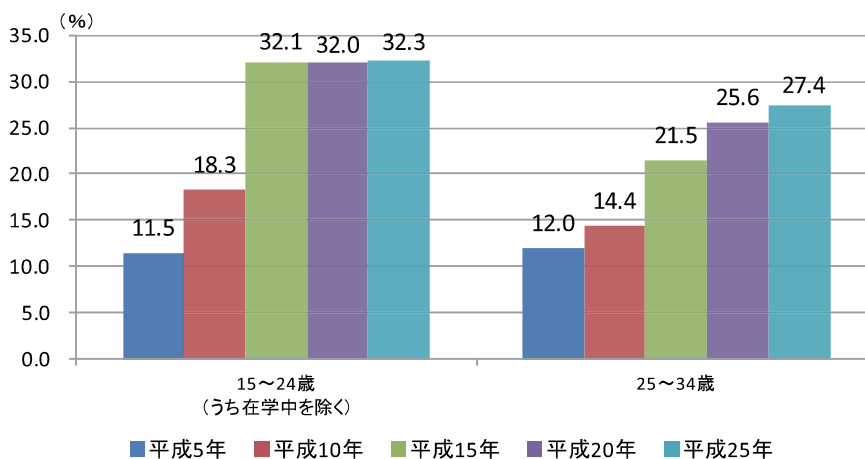
注 1：集計対象は、第 1 回調査時に 20～29 歳の独身者でかつ既卒者、及び第 1 回調査時の就業形態が「正規」または「非正規」の者

注 2：「結婚意欲あり」は、「絶対したい」「なるべくしたい」と回答した者を合計している。

資料：厚生労働省「第 1 回 21 世紀成年者縦断調査（平成 24 年成年者）」及び「第 11 回 21 世紀成年者縦断調査（平成 14 年成年者）」

○ 若年層におけるパート・アルバイトなどの非正規雇用者の割合を見ると、平成 5 年の約 1 割から平成 25 年には約 3 割へと上昇しています。

図表 16 年齢別の非正規雇用者比率の推移 (全国)



注 1：平成 5 年及び平成 10 年における 15～24 歳（うち在学中を除く）については、当時の公表値（非農林業）の「うち在学中」の者を除いている。

注 2：平成 20 年の数値は、平成 22 年国勢調査の確定人口に基づく推計人口（新基準）に切替え集計した値。

注 3：雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの

注 4：非正規労働者：勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者

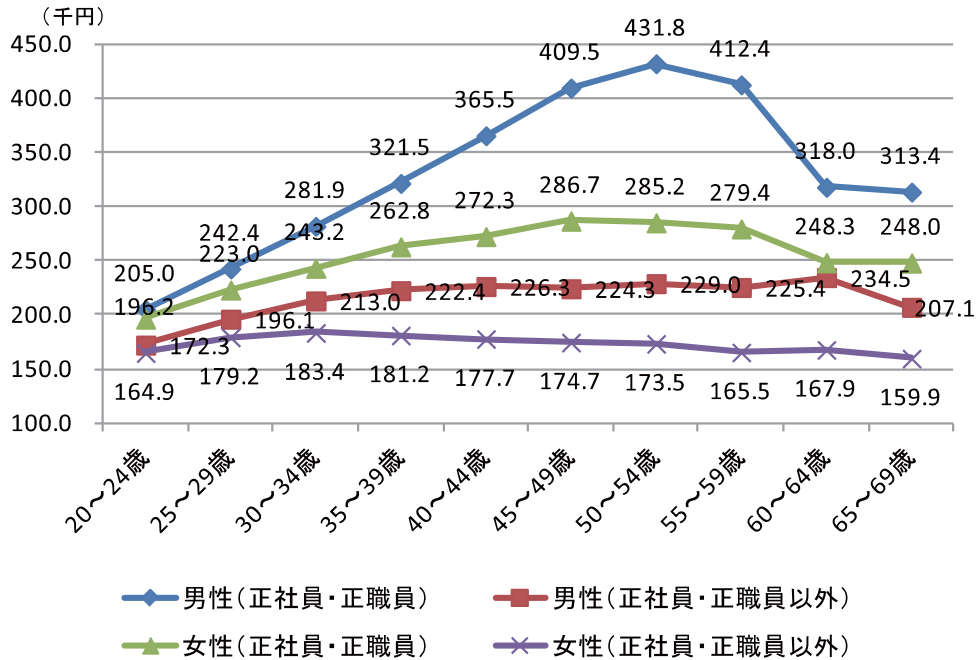
注 5：割合は、各年齢層における正規雇用労働者と非正規雇用労働者の合計に占める非正規雇用労働者の割合。

資料：厚生労働省「「非正規雇用」の現状と課題」

出所：総務省「労働力調査」

- 正社員・正職員とそれ以外の労働者の賃金の傾向を比較すると、正社員・正職員は、年齢階級が高くなるに連れて賃金の上昇がみられますが、正社員・正職員以外は、男女いずれも、年齢階級が高くなっても賃金の上昇があまり見られません。

図表 17 雇用形態、性、年齢階級別賃金（全国）



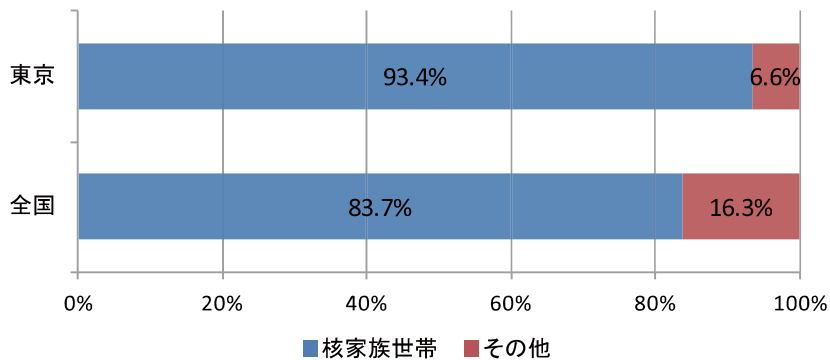
注：賃金とは、平成 25 年 6 月分の平均所定内給与額。所定内給与額とは、労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法により 6 月分として支給された現金給与額（きまって支給する現金給与額）のうち、超過労働給与額（(1)時間外手当、(2)深夜勤務手当、(3)休日出勤手当、(4)宿日直手当、(5)交替手当として支給される給与をいう。）を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額をいう。

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（平成 25 年）

(3) 子供のいる世帯の形態

- 6 歳未満の親族のいる世帯の家族類型を見ると、平成 22 年の東京都の核家族世帯の割合は、93.4%となっており、全国の割合（83.7%）より高い状況です。

図表 18 6 歳未満の親族のいる世帯の家族類型（全国・東京都）



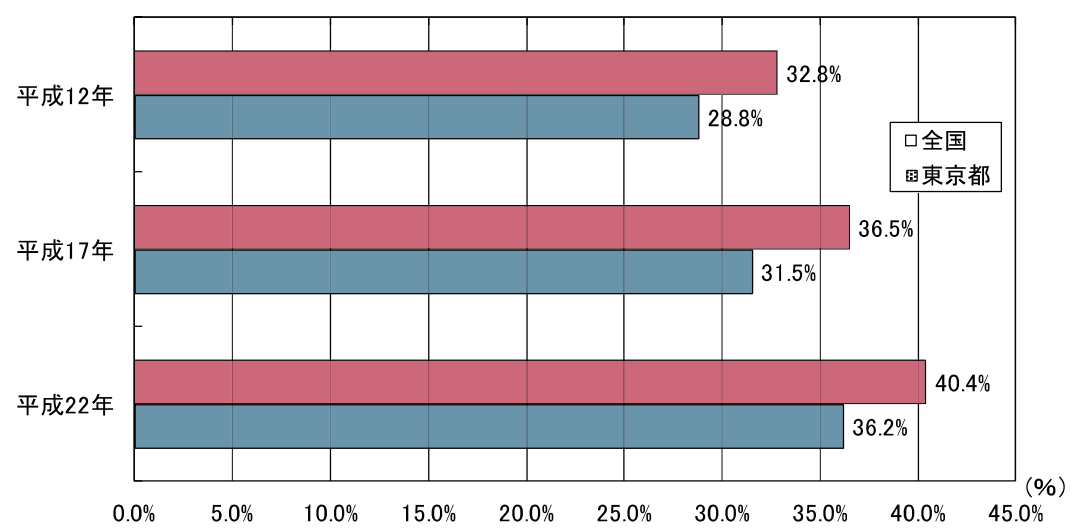
資料：総務省「国勢調査」（平成 22 年）

(4) 子供のいる世帯の就労状況

ア 共働き世帯の増加

○ 末子が就学前（6歳未満）の家庭における共働き率は、全国では、40.4%となっています。東京都では、末子が就学前（6歳未満）の家庭における共働き率は36.2%となっており、全国値よりは低いものの年々増加傾向にあります。

図表 19 最年少の子供が就学前の家庭における共働き率（全国・東京都）

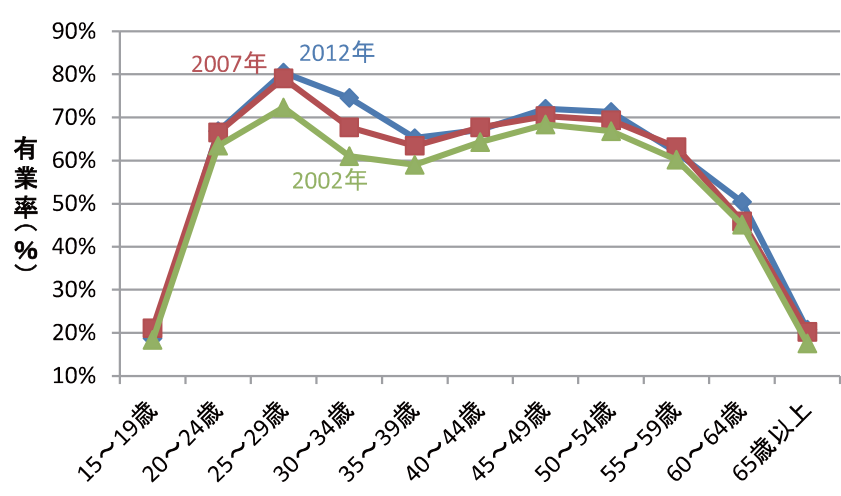


資料：総務省「国勢調査」

イ 結婚・出産・子育てと女性の就業

○ 近年、女性の有業率は増加傾向にあります。しかし、結婚・出産期に当たる年代で有業率は一旦低下し、子育てが落ち着いた時期に再び上昇するM字カーブを描いています。

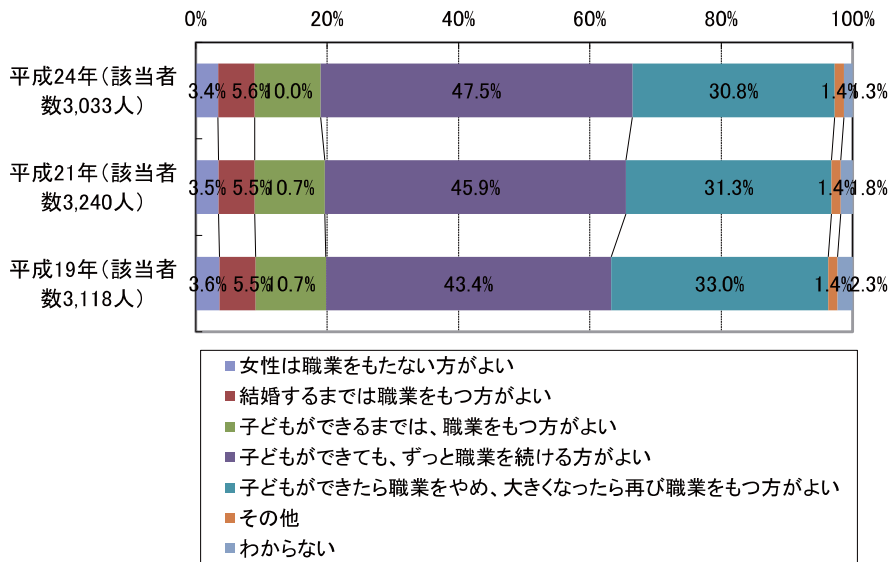
図表 20 年齢別 女性有業率の推移



資料：東京都総務局「都民の就業構造」

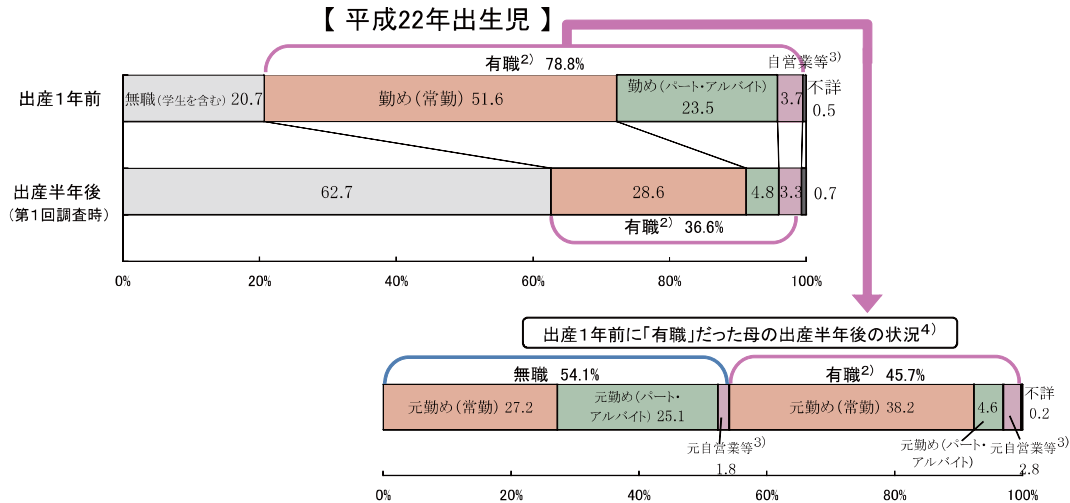
○ 内閣府の調査によると、女性が職業を持つことについて「子どもができて、ずっと職業を続けるほうがよい」という回答が増加傾向にあり、平成24年には47.5%となっています。しかし、出産前後の母親の就業状況をみると、出産1年前は有職者が約8割を占めていたものの、出産半年後にはそのうちの半数以上が無職になっており、妊娠や出産を機に離職する女性が多いことが分かります。

図表 21 女性が職業を持つことについての考え方（全国）



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」

図表 22 母の出産1年前の就業状態別に見た出産半年後の就業状況（全国）



注1：回答者（総数 34,554）のうち、母と同居、きょうだい数1人（本人のみ）の者（18,100）について集計している。

注2：「有職」には、育児休業中等の休業を含む。

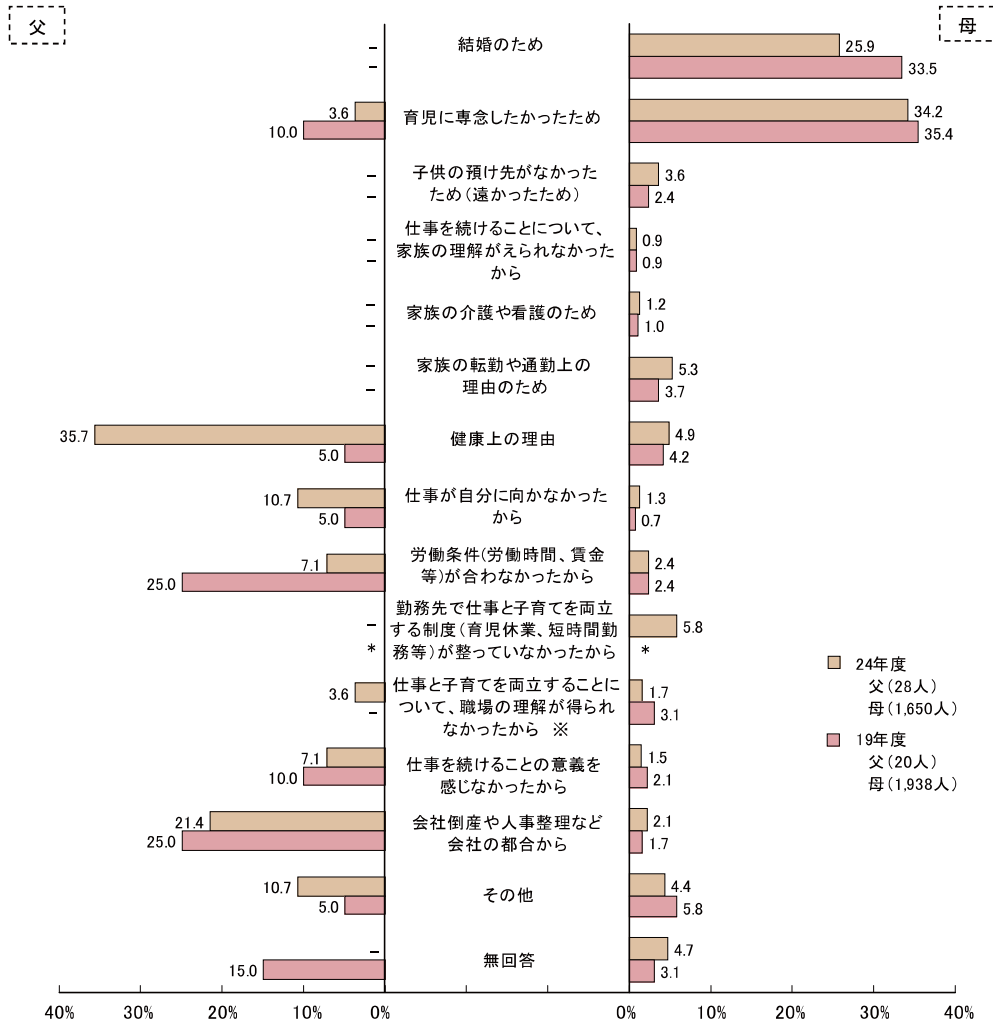
注3：「自営業等」は、「自営業・家業」、「内職」、「その他」である。

注4：出産1年前の「有職」だった母の出産半年後の状況は、母の出産1年前の就業状況「有職」の者（総数 14,261）を100として集計している。

資料：厚生労働省「第1回21世紀出生児縦断調査（平成22年出生児）」

○ 東京都の調査で、「以前は働いていた」と回答した母親に、仕事を辞めた理由を聞いたところ、「育児に専念したかったため」の割合が34.2%と最も高く、次いで「結婚のため」が25.9%となっています。

図表 23 仕事を辞めた理由（以前働いていた母親）（東京都）

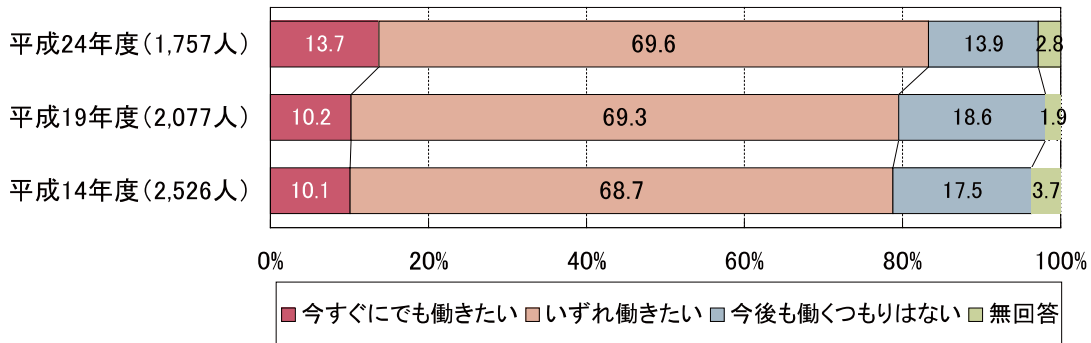


資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成 24 年度)

ウ 今後の就労希望

- 東京都が行った調査で、就学前の児童がいる世帯における、現在就労していない母親の今後の就労希望をみると、「今すぐにでも働きたい」が13.7%、「いずれ働きたい」が69.6%となっています。

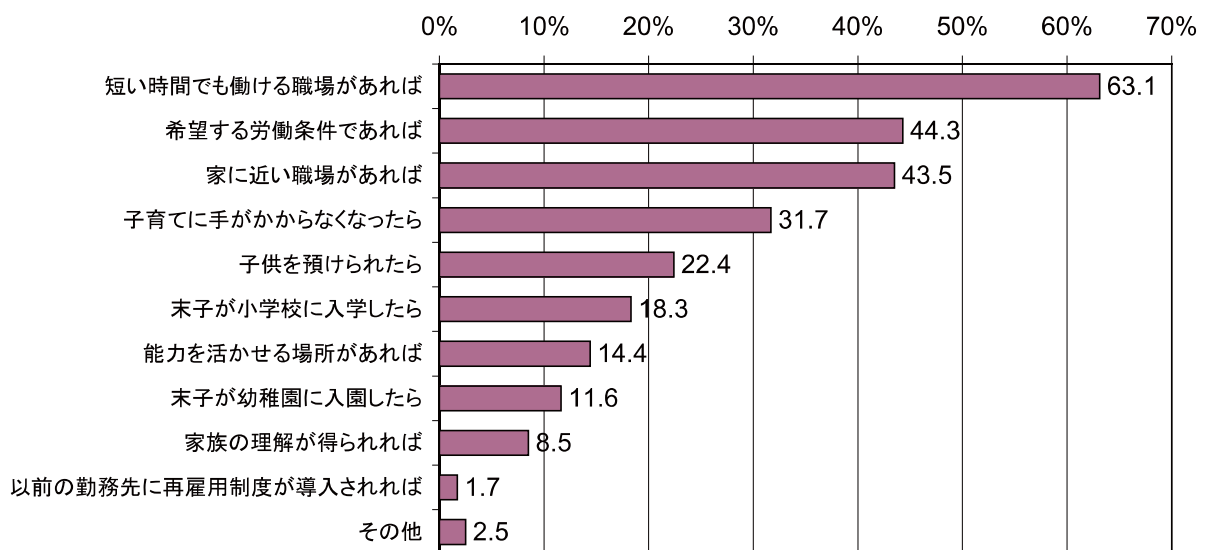
図表 24 今後の就労希望（現在働いていない母親）（東京都）



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」（平成24年度）

- さらに、今後の就労希望について、「今すぐにでも働きたい」又は「いずれ働きたい」と回答した母親（1,462人）に、どのような条件が満たされれば働くことができるか尋ねたところ、「短い時間でも働ける職場があれば」が63.1%と最も高く、次いで「希望する労働条件であれば」が44.3%、「家に近い職場があれば」が43.5%となっています。

図表 25 就労するための条件（3つ以内の複数回答）（東京都）

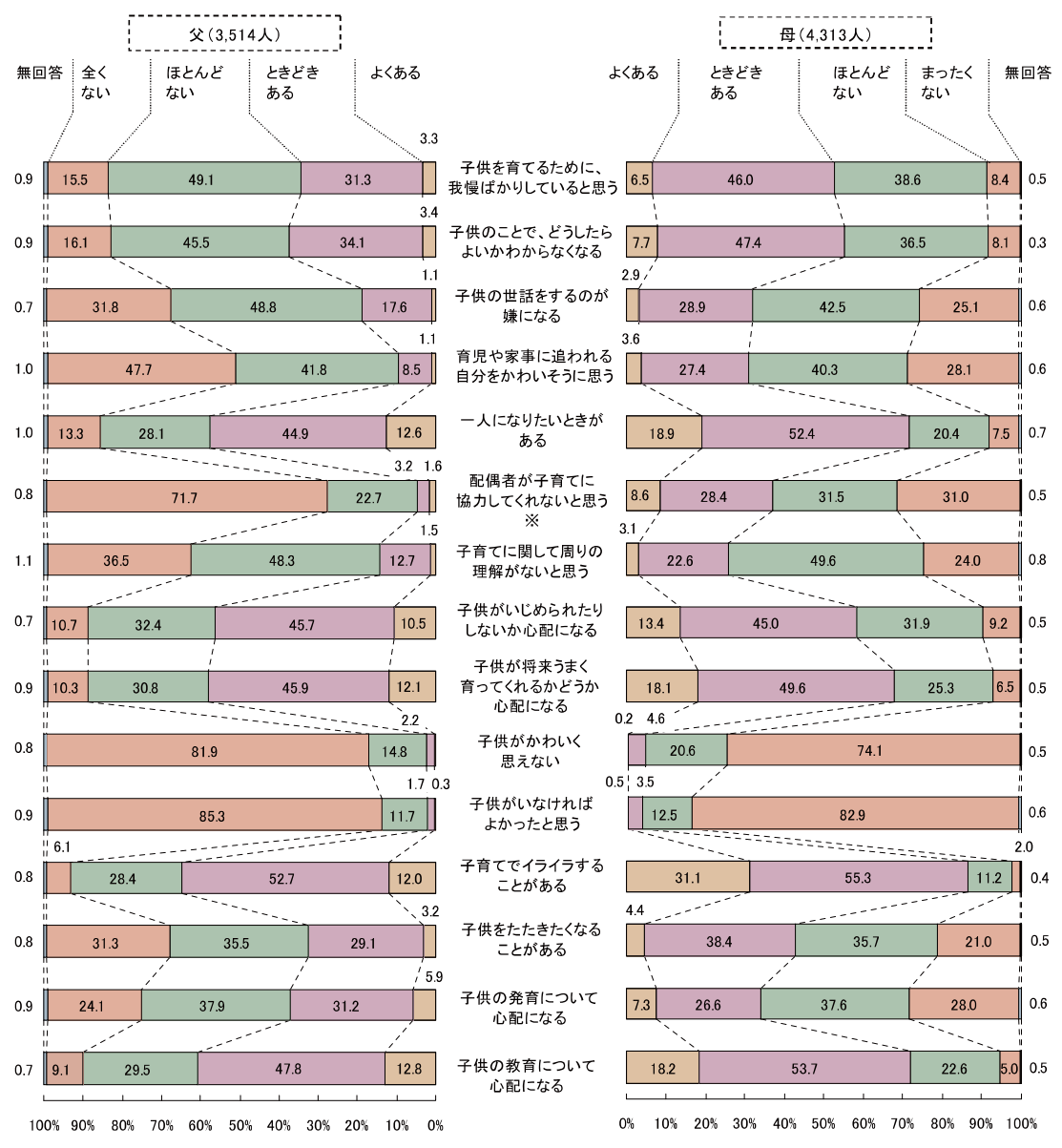


資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」（平成24年度）

(5) 子育て家庭の状況

○ 子育てをしていて、日頃負担に感じることについては、「よくある」と「ときどきある」とを合わせると、「子育てでイライラすることがある」、「子供の教育について心配になる」、「子供が将来うまく育ってくれるか心配になる」などが他の項目に比べて高くなっています。父母別にみると、すべての項目で母親の方が父親より「よくある」の割合が高くなっています。

図表 26 「子育てをしていて日頃感じること（負担に感じること）」（東京都）

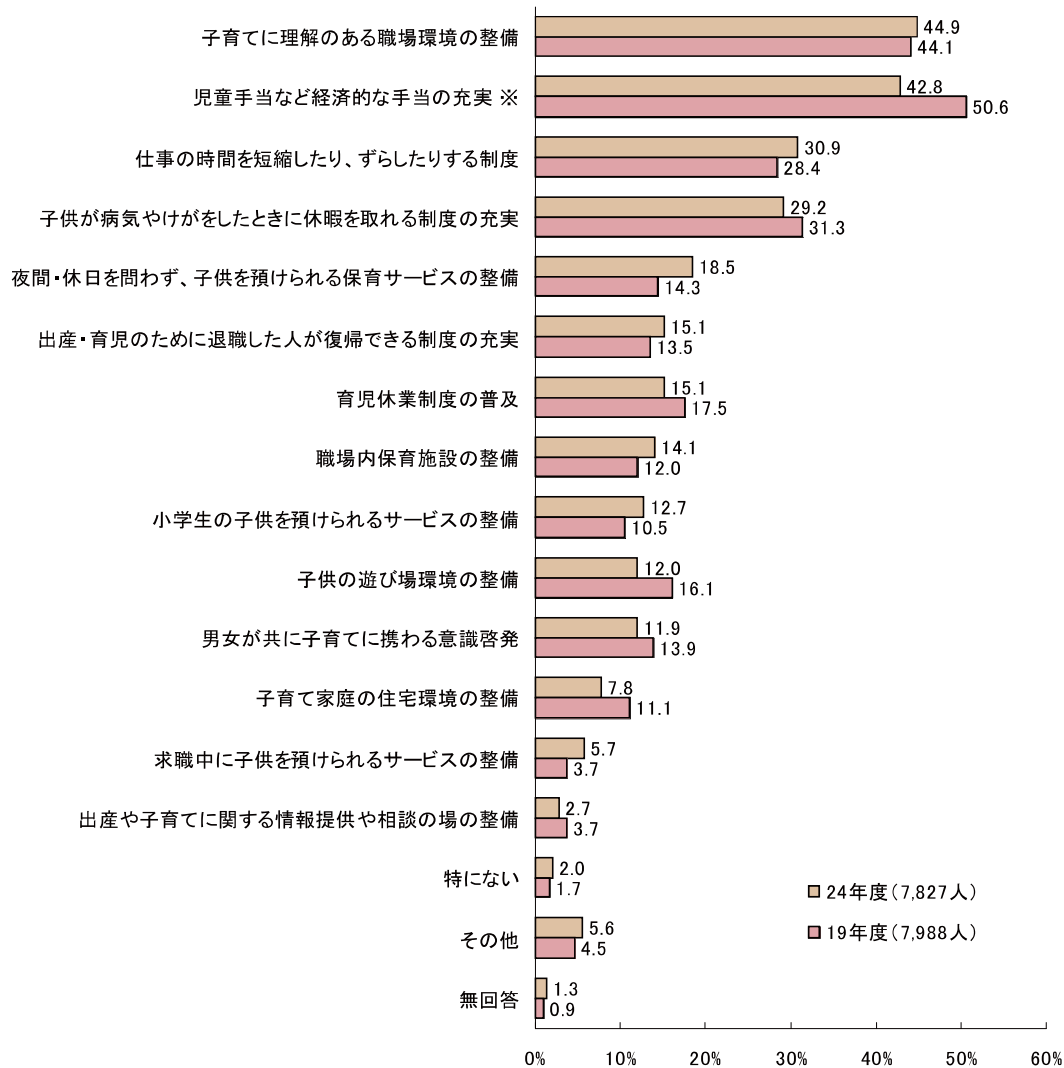


(注) ※ 「配偶者が子育てに協力してくれないと思う」については、両親世帯のみ集計対象としている（総数 父=3,452人、母=3,713人）。

資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」（平成24年度）

- 東京都が実施した調査で「子育てをしやすいするために必要なもの」について尋ねたところ、平成24年度調査では「子育てに理解のある職場環境の整備」(44.9%)、「児童手当など経済的な手当の充実」(42.8%)の順に割合が高く、子育てと仕事の両立や経済的な問題に対する負担感が強く感じられていることが分かります。

図表27 子育てをしやすいするために必要なもの(東京都、複数回答)

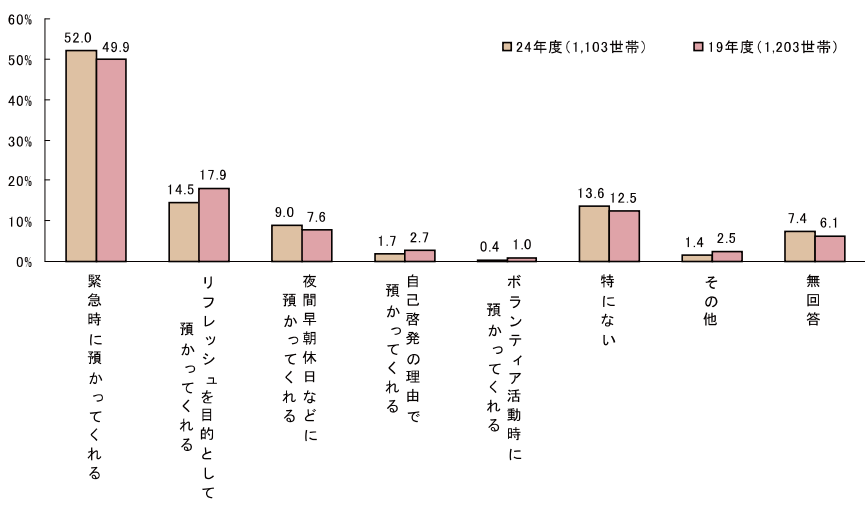


注：19年度調査では、※は「育児手当など経済的な手当の充実」としていた。

資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成24年度)

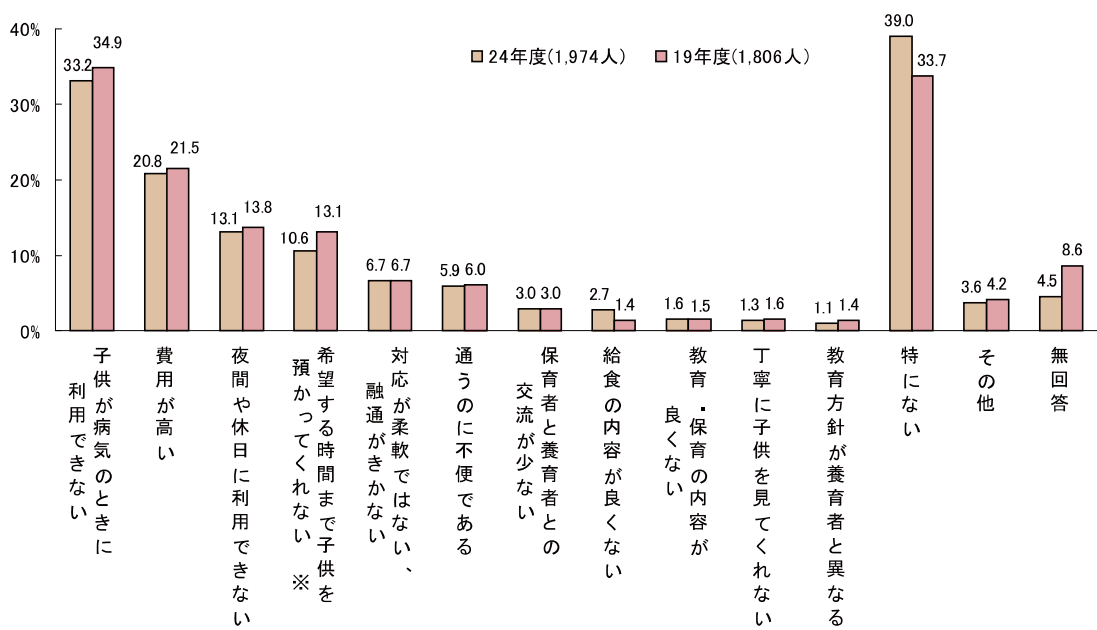
- 都内で、在宅で乳幼児の子育てをしている母親が希望する「あればよい在宅支援サービス」については、緊急時の一時預かりの割合が最も高く半数を超えています。東京都は核家族が多く、緊急時に頼れる人が身近にいないことなどから、子育てに不安や負担感を抱えていることがうかがえます。
- 一方、保育所や認定こども園などに日中子供を預けている保護者が不満に思うことについては、「子供が病気のとくに利用できない」という回答が最も多くなっています。

図表 28 在宅の母親の希望する「あれば良い在宅支援サービス」(東京都)



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成24年度)

図表 29 子供を預けていて不満に思うこと(複数回答)



注：19年度調査では、※は「子どもを見てくれる時間が短い」としていた。

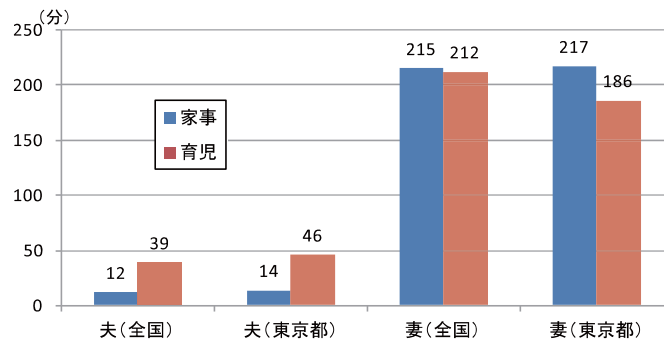
資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成24年度)

(6) 仕事と子育ての両立(ワーク・ライフ・バランスの状況)

ア 夫婦の家事・育児分担

- 6歳未満の子供のいる家庭における1週間の家事・育児時間について夫婦で比較すると、妻の家事・育児時間の平均は、全国で427分、東京都で403分に上ります。それに対し、夫の家事・育児時間の平均は、全国で51分、東京都で60分程度です。
- 東京都内における夫婦の家事・育児分担の割合については、妻：夫が5：5（夫の回答）、6：4（妻の回答）を理想とする割合が高いのに対して、現実には妻：夫が8：2の割合が高くなっています。

図表 30 1週間の夫婦の家事・育児時間（6歳未満の子供のいる家庭）

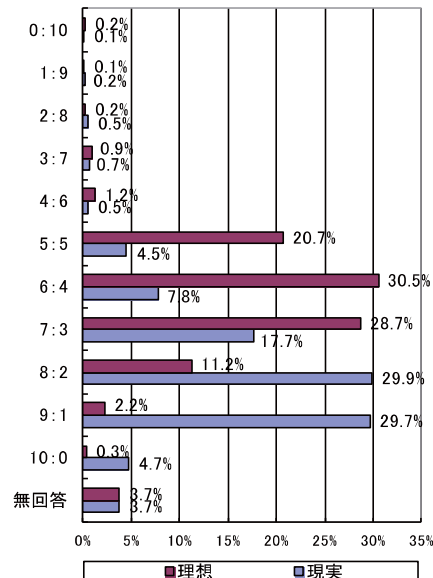
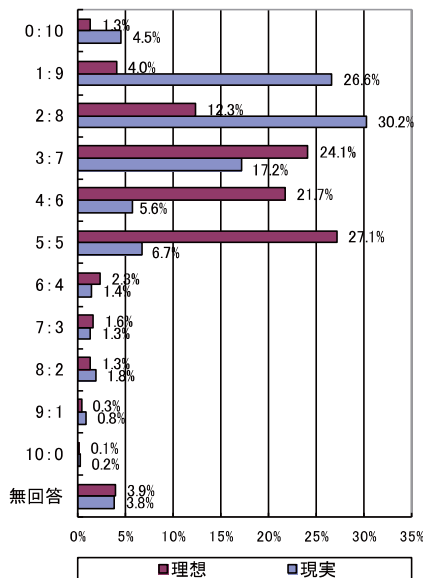


資料：総務省統計局「平成23年社会生活基本調査」

図表 31 夫婦の家事・育児分担の割合（理想と現実）

(夫) (自分：配偶者)

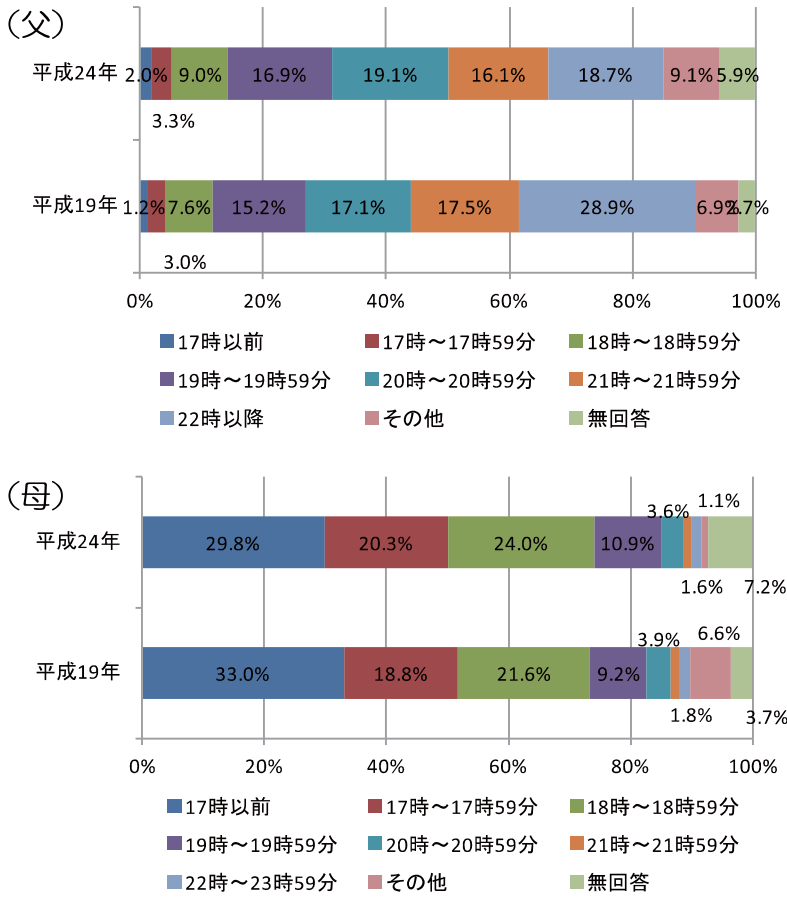
(妻) (自分：配偶者)



資料：東京都福祉保健局「平成24年度東京都福祉保健基礎調査」

○ 就学前の子供を持ち、就業している親の帰宅時間をみると、22 時以降に帰宅する父親の割合は、平成 19 年度に比べて減少しているものの、平成 24 年も 2 割程度となっています。また、18 時より前に帰宅する母親の割合は約半数で、平成 19 年より若干ですが、帰宅時間の遅い母親の割合が高くなっています。

図表 32 帰宅時間

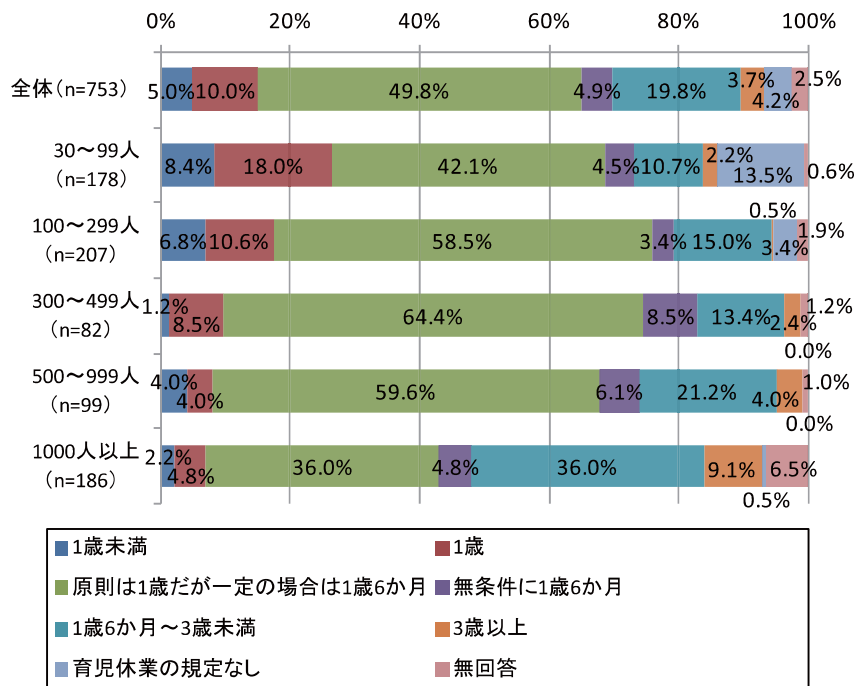


資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

イ 育児休業の取得状況等

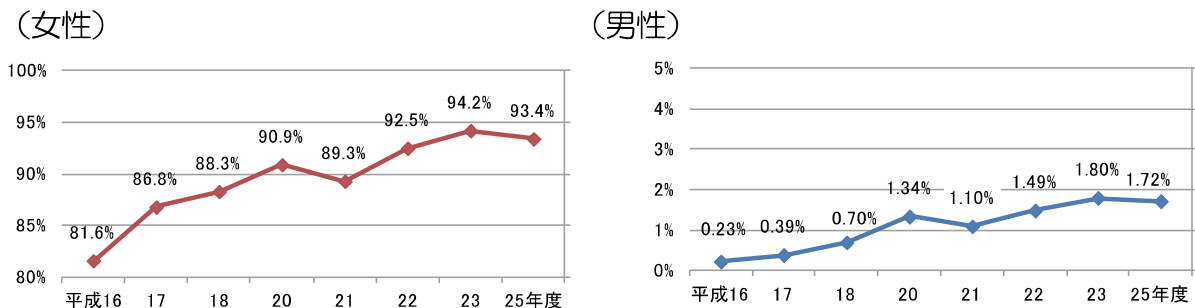
- 育児・介護休業法には、1歳に満たない子を養育する労働者は、その事業主に申し出るにより、育児休業をすることができると定められています。
- 東京都では、ほとんどの企業が育児休業規定を設けており、取得可能期間は「原則は1歳だが一定の場合は1歳6か月」の企業が約半数を占めています。しかしながら、女性の育児休業取得率が、平成25年度には93.4%であるのに対して、男性の取得率は1.72%と以前より上昇してはいるものの、非常に低い状況です。

図表 33 育児休業の取得可能期間



資料：東京都産業労働局「平成25年度東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書」

図表 34 育児休業取得率（東京都）

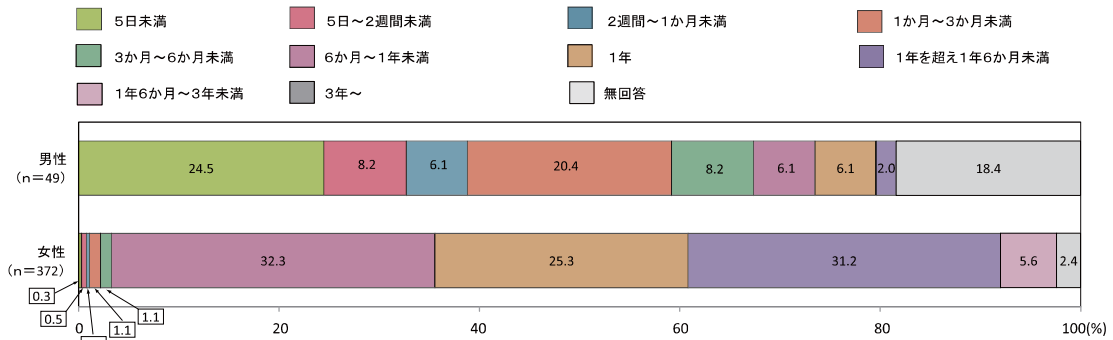


注：平成19年度及び平成24年度はデータなし

資料：東京都産業労働局「平成25年度東京都男女雇用平等参画状況調査」

○ 育児休業取得者及び申し出た従業員がいる事業所に対し、育児休業取得期間はどのくらいか尋ねたところ、男性では「5日未満」(24.5%)が最も多く、次いで「1か月～3か月未満」(20.4%)となっている。女性では「6か月～1年未満」(32.3%)が最も多く、次いで「1年を超え1年6か月未満」(31.2%)となっています。

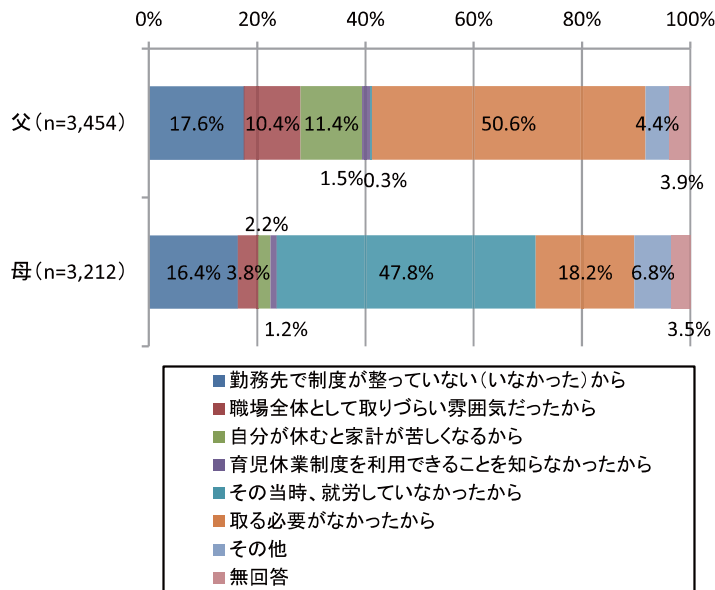
図表 35 育児休業の取得期間（東京都）



資料：東京都産業労働局「平成25年度東京都男女雇用平等参画状況調査」

○ 育児休業を取得しなかった理由については、男性は「取る必要がなかったから」、女性は「その当時、就労していなかったから」の割合が高くなっていますが、「勤務先で制度が整っていない(いなかった)から」、「職場全体として、取りづらい雰囲気だから」、「自分が休むと家計が苦しくなるから」といった理由で取得できなかった人もいます。

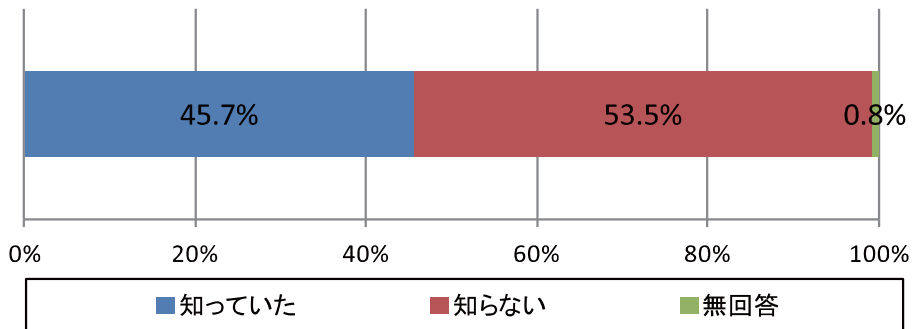
図表 36 育児休業を取得しなかった理由（東京都）



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成24年度)

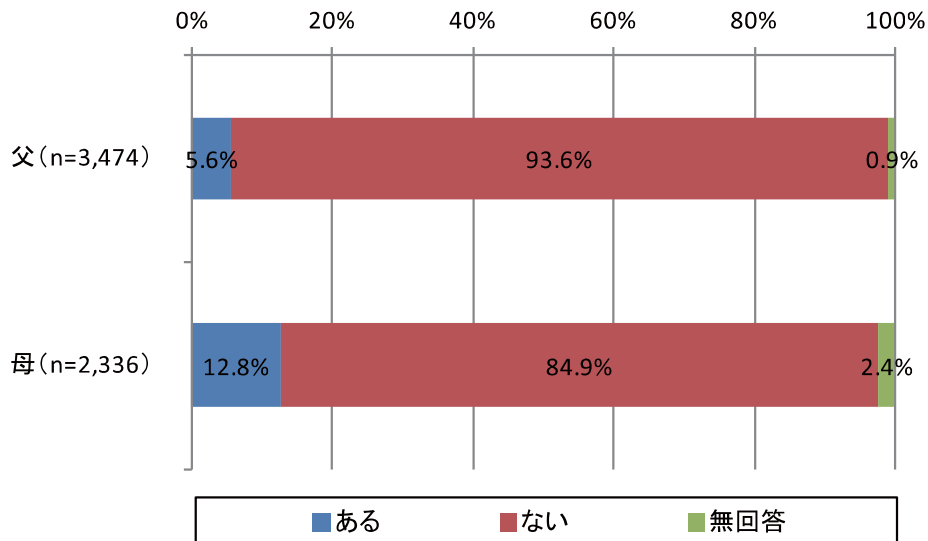
- 育児・介護休業法には、小学校就学前の子を養育する労働者が、子供の看護（病気・けが）のために、申請により、子1人の場合1年に5日まで、2人以上の場合1年に10日まで休暇を取得することができる看護休暇制度が定められています。
- しかしながら、看護休暇制度の認知度をみると「知らない」（53.5%）が「知っていた」（45.7%）を上回っています。また、実際の利用率をみると、父親で5.6%、母親で12.8%と低い状況にあります。

図表 37 看護休暇制度の認知度 (n=1,397) (東京都)



資料：東京都産業労働局「平成25年度東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書」

図表 38 看護休暇制度の利用の有無

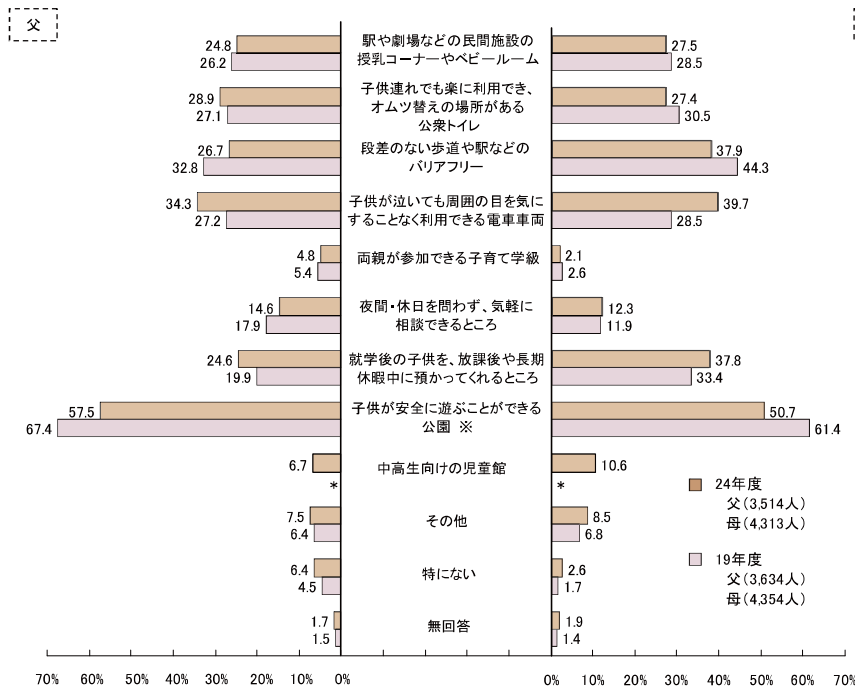


資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」（平成24年度）

(7) 子供の安全・安心

- 子育て中の父母に、子育てをする上で整備してほしいものを尋ねたところ、「子供が安全に遊ぶことができる公園」、「子供が泣いても周囲の目を気にすることなく利用できる電車車両」、「段差のない歩道や駅などのバリアフリー」、「子供連れでも楽に利用でき、オムツ替えの場所がある公衆トイレ」などが上位を占めています。

図表 39 子育てをしていく上で整備してほしいもの（東京都）



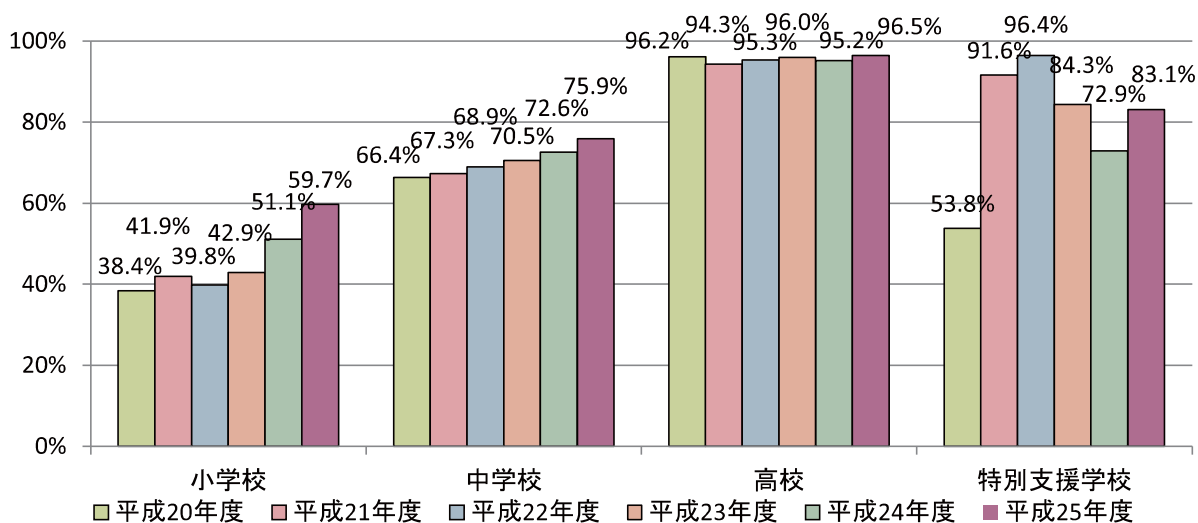
注1：19年度調査では、※は「子供を安心して遊ばせられる公園」としていた。

注2：*は19年度調査では、選択肢を設けていないため、データが存在しない。

資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」（平成24年度）

- 近年、携帯電話やインターネット等が急速に普及し、平成25年度の東京都の調査では、小学生の約半数が携帯電話又はスマートフォンを保有しています。1日の携帯サイトの利用時間をみると、小学生や中学生では「ほとんどしない」、「1時間以内」の割合が高くなっていますが、「2時間超」という回答も見られます。また、高校生になると「2時間超」の割合が約4割に上っています。
- 携帯電話やインターネットにより生活の利便性が向上する反面、チェーンメール、知らない人や団体からのメール、身に覚えのない料金の請求メール等のトラブルも報告されています。

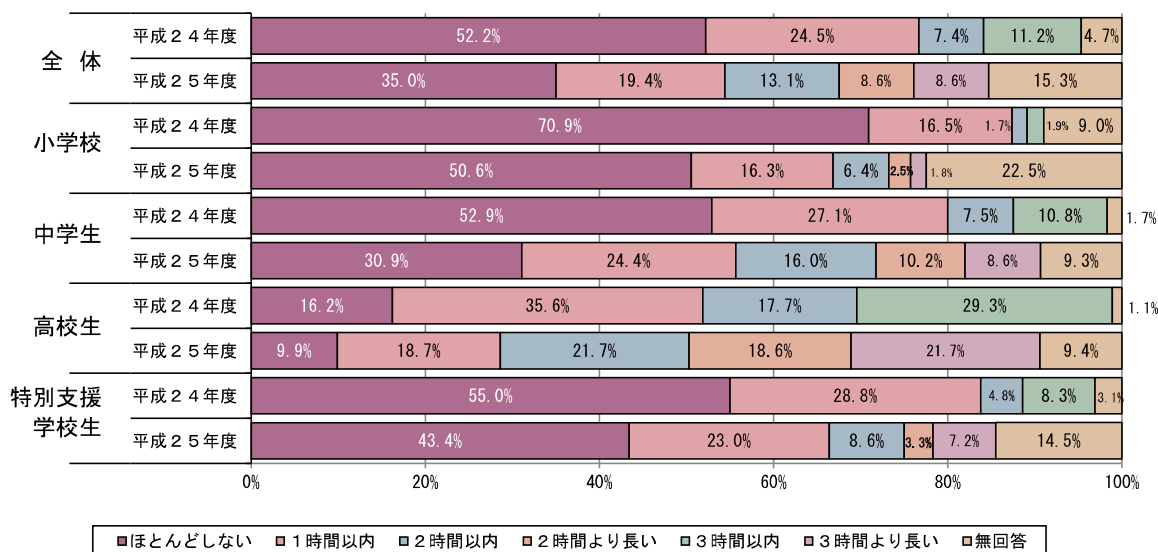
図表 40 子供の携帯電話保有率（東京都）



※調査対象：（平成 20 年度）児童・生徒 11,032 人、（平成 21 年度）児童・生徒 16,186 人、（平成 22 年度）児童・生徒 16,143 人、（平成 23 年度）児童・生徒 18,591 人、（平成 24 年度）児童・生徒 19,210 人、（平成 25 年度）児童・生徒 18,765 人

資料：東京都教育庁「インターネット・携帯電話利用に関する実態調査」

図表 41 1日の携帯サイト利用時間（東京都）



資料：東京都教育庁「平成 25 年度インターネット・携帯電話利用に関する実態調査」

図表 42 インターネットや携帯電話のトラブル（東京都）

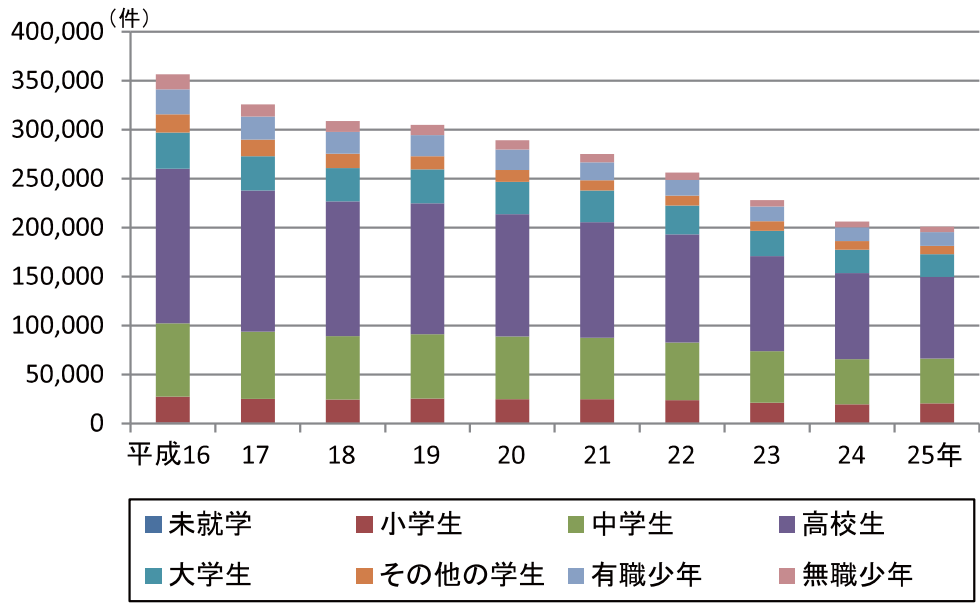
(単位%、上段:H24/下段:H23)

	全 体	悪口が書かれたメール	メールが原因で友だちとけんか	チェーンメール	なりすましメール	知らない人や団体からメール	わいせつな画像	身に覚えのない料金の請求メール	ログ、掲示板などに悪口	自分や他人のプロフィールサイト、ブログ、掲示板などに悪口	自分の個人情報（顔写真、メールアドレス、電話番号、住所など）	有害なサイトを見て嫌な思い・不快な気分	出会い系サイトなどで脅迫・嫌がらせ	ネットゲームで他のプレイヤーとトラブル	ショッピングサイトなどで、金額などについてトラブル	インターネット等で知り合った人物による付きまとい	その他	無回答	
																			2,292 2,605
学校種別	小学校	594 699	12.6 11.7	14.0 12.7	29.6 32.8	9.6 4.6	20.0 21.2	5.4 4.4	7.7 5.3	3.2 3.9	2.4 2.3	5.7 6.2	1.2 1.3	9.6 10.3	0.3 1.9	1.0 1.4	29.5 27.3	5.4 4.9	
	中学校	918 1,104	13.0 11.1	19.1 17.6	69.3 72.0	15.6 14.4	36.6 37.2	9.8 10.2	14.1 13.4	8.0 5.8	5.0 3.9	4.2 5.3	3.4 4.8	5.8 6.3	1.2 1.4	2.8 2.8	13.5 14.5	1.7 2.0	
	高等学校	全日制高校	626 684	10.5 11.1	16.0 16.1	60.2 62.7	25.7 22.8	42.7 38.9	13.3 13.7	30.4 30.1	13.9 10.5	5.4 5.4	8.8 6.9	3.5 7.3	5.4 6.7	2.1 3.2	5.8 5.3	10.7 13.9	2.1 2.6
		定時制高校	109 79	18.3 21.5	21.1 26.6	54.1 57.0	23.9 25.3	26.6 34.2	13.8 15.2	30.3 48.1	20.2 20.3	9.2 6.3	13.8 12.7	8.3 10.1	15.6 12.7	2.8 6.3	9.2 6.3	13.8 11.4	4.6 2.5
		高等学校計	735 763	11.7 12.2	16.7 17.2	59.3 62.1	25.4 23.1	40.3 38.4	13.3 13.9	30.3 32.0	14.8 11.5	6.0 5.5	9.5 7.5	4.2 7.6	6.9 7.3	2.2 3.5	6.3 5.4	11.2 13.6	2.4 2.6
	特別支援学校	45 39	28.9 15.4	33.3 38.5	37.8 66.7	13.3 2.6	37.8 38.5	8.9 7.7	15.6 15.4	4.4 7.7	8.9 2.6	6.7 12.8	2.2 5.1	8.9 10.3	- -	4.4 -	15.6 15.4	8.9 2.6	

資料：東京都教育庁「インターネット・携帯電話利用に関する実態調査」

- 全国における少年（20歳未満）が被害者となる刑法犯の認知件数は、平成16年が356,426件、平成25年が200,921件と10年間で43.6%減少しています。しかしながら、未就学児については、平成22年以降、ほぼ横ばいで推移しており、被害件数全体に占める割合は増加しています。
- 都政への要望をみると、「治安対策」は近年、常に1位から3位で推移しており、多くの都民が対策を求めていることがうかがえます。

図表 43 少年が主たる被害者となる刑法犯の認知件数の推移（全国）

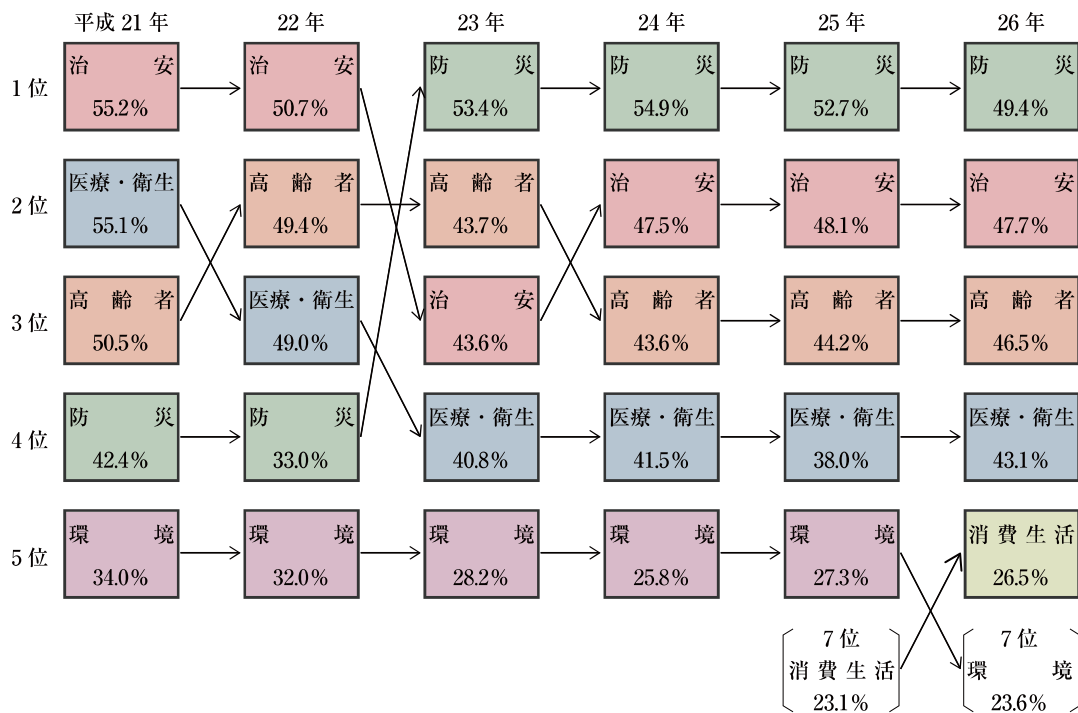


	平成16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年
総数	356,426	326,042	309,104	304,685	289,035	275,322	256,215	228,025	206,133	200,921
うち未就学	666	571	532	527	499	400	466	445	466	462
うち小学生	26,699	24,513	23,935	24,792	24,246	24,377	23,196	20,848	18,955	20,190

注：総数は、20歳未満の件数

資料：警察庁生活安全局少年課「平成25年中における少年の補導及び保護の概況」

図表 44 都政への要望（上位5位の推移）（東京都）



注：調査対象は、東京都全域に住む満20歳以上の男女個人

資料：東京都生活文化局「都民生活に関する世論調査」（平成26年8月調査）

(8) 子供の貧困

- 「相対的貧困率」は、国民一人当たりの可処分所得を高い順に並べ、その中央値の半分に満たない人の割合を言います。平成24年の相対的貧困率は16.1%で、うち17歳以下の子供の貧困率は16.3%となっており、いずれも上昇傾向にあります。
- また、18歳未満の子供がいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）の相対的貧困率をみると、平成24年は15.1%となっています。そのうち、大人が2人以上いる世帯は12.4%であるのに対し、大人が1人の世帯では54.6%と約半数を占め、ひとり親世帯の相対的貧困率が高いことがうかがえます。
- 諸外国との比較では、相対的貧困率はOECD加盟国中6番目に高いほか、ひとり親世帯の相対的貧困率については、データが公表されている加盟国の中で、最も高くなっています。

図表 45 (参考) 相対的貧困率の年次推移 (全国)

	平成6年 (1994)	平成9年 (1997)	平成12年 (2000)	平成15年 (2003)	平成18年 (2006)	平成21年 (2009)	平成24年 (2012)
子供がいる現役世帯	11.2%	12.2%	13.1%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%
大人が1人	53.2%	63.1%	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%
大人が2人以上	10.2%	10.8%	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%
(参考) 相対的貧困率	13.7%	14.6%	15.3%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%
子供の貧困率	12.1%	13.4%	14.5%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%

注1：相対的貧困率とは、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出。

注2：平成6年の数値は兵庫県を除いたもの。

注3：大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

注4：等価可処分所得金額が不詳の世帯員は除く。

資料：厚生労働省「平成25年 国民生活基礎調査」

図表 46 (参考) 貧困率の国際比較

相対的貧困率			子どもの貧困率			子どもがいる世帯の相対的貧困率					
順位	国名	割合	順位	国名	割合	合計		大人が一人		大人が二人以上	
1	チェコ	5.8	1	デンマーク	3.7	1	デンマーク	3.0	1	ドイツ	9.3
2	デンマーク	6.0	2	フィンランド	3.9	2	フィンランド	3.7	2	フィンランド	11.4
3	アイスランド	6.4	3	ノルウェー	5.1	3	ノルウェー	4.4	3	ノルウェー	14.7
4	ハンガリー	6.8	4	アイスランド	7.1	4	アイスランド	6.3	4	スロヴァキア	15.9
5	ルクセンブルク	7.2	5	オーストリア	8.2	5	オーストリア	6.7	5	英国	16.9
6	フィンランド	7.3	6	スウェーデン	8.2	6	スウェーデン	6.9	6	スウェーデン	18.6
7	ノルウェー	7.5	7	チェコ	8.0	7	ドイツ	7.1	7	アイルランド	19.5
8	オランダ	7.5	8	ドイツ	9.1	8	チェコ	7.6	8	フランス	25.3
9	スロヴァキア	7.8	9	スロベニア	9.4	9	オランダ	7.9	9	ポーランド	25.3
10	フランス	7.9	10	ハンガリー	9.4	10	スロベニア	8.2	10	オーストリア	25.7
11	オーストリア	8.1	11	韓国	9.4	11	フランス	8.7	11	アイスランド	27.1
12	ドイツ	8.8	12	英国	9.8	12	スイス	8.7	12	ギリシャ	27.3
13	アイルランド	9.0	13	スイス	9.8	13	ハンガリー	9.0	13	ニュージーランド	28.8
14	スウェーデン	9.1	14	オランダ	9.9	14	英国	9.2	14	ポルトガル	30.9
15	スロベニア	9.2	15	アイルランド	10.2	15	アイルランド	9.7	15	メキシコ	31.3
16	スイス	9.5	16	フランス	11.0	16	ルクセンブルク	9.9	16	オランダ	31.3
17	ベルギー	9.7	17	ルクセンブルク	11.1	17	ニュージーランド	10.4	17	スイス	31.6
18	英国	9.9	18	スロヴァキア	12.1	18	ベルギー	10.5	18	エストニア	31.9
19	ニュージーランド	10.3	19	エストニア	12.4	19	スロヴァキア	10.9	19	ハンガリー	32.7
20	ポーランド	11.0	20	ベルギー	12.8	20	エストニア	11.4	20	チェコ	33.2
21	ポルトガル	11.4	21	ニュージーランド	13.3	21	カナダ	11.9	21	スロベニア	33.4
22	エストニア	11.7	22	ポーランド	13.6	22	ポーランド	12.1	22	ドイツ	34.0
23	カナダ	11.9	23	カナダ	14.0	23	オーストラリア	12.5	23	ベルギー	34.3
24	イタリア	13.0	24	オーストラリア	15.1	24	ポルトガル	14.2	24	イタリア	35.2
25	ギリシャ	14.3	25	日本	15.7	25	日本	14.6	25	トルコ	38.2
26	オーストラリア	14.5	26	ポルトガル	16.2	26	ギリシャ	15.8	26	スペイン	38.8
27	韓国	14.9	27	ギリシャ	17.7	27	イタリア	16.6	27	カナダ	39.8
28	スペイン	15.4	28	イタリア	17.8	28	アメリカ	18.6	28	ルクセンブルク	44.2
29	日本	16.0	29	スペイン	20.5	29	スペイン	18.9	29	オーストラリア	44.9
30	アメリカ	17.4	30	アメリカ	21.2	30	チリ	20.5	30	アメリカ	45.0
31	チリ	18.0	31	チリ	23.9	31	メキシコ	21.5	31	イスラエル	47.7
32	トルコ	19.3	32	メキシコ	24.5	32	トルコ	22.9	32	チリ	49.0
33	メキシコ	20.4	33	トルコ	27.5	33	イスラエル	24.3	33	日本	50.8
34	イスラエル	20.9	34	イスラエル	28.5	-	韓国	-	-	韓国	-
	OECD平均	11.3		OECD平均	13.3		OECD平均	11.6		OECD平均	31.0
										OECD平均	9.9

資料：内閣府「平成26年版子ども・若者白書（全体版）」出所：OECD（2014）Family database “Child poverty”
注：ハンガリー、アイルランド、日本、ニュージーランド、スイス、トルコの数値は2009年、チリの数値は2011年。